

クリアランス廃棄物管理システム整備費 20百万円(18百万円)

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要

クリアランス制度とは、原子力施設の解体や研究施設等から発生する放射性物質に汚染された物質のうち、放射線防護の観点から安全上問題がないクリアランスレベル以下であることが確認されたもの(クリアランス物)については、再生利用または通常の廃棄物として処分することを可能とする制度である。既に平成17年度の原子炉等規制法の改正により導入されているほか、本年5月に放射線障害防止法が改正され、2年以降の施行が予定されている。

クリアランス制度においては、クリアランス物の適正かつ円滑な処理を確保するため、制度運用に関する主務大臣への意見陳述など環境大臣の関与が法律上位置づけられている。本制度の導入にあたっては厳格な運用が求められており、環境省においては、関係省庁等との情報共有や排出されたクリアランス物のトレーサビリティを確保するための管理システムを運用するとともに、万一の事態が発生した場合の地方環境事務所による立入検査等を行うこととしている。

2. 事業計画

(1) 原子炉等規制法に基づくクリアランス物管理システムの運用

関係者と情報を共有し、クリアランス物に関する疑義が生じた場合等に、即座に履歴確認が出来るよう情報管理システムの情報登録、保守管理を行う。また、排出されるクリアランス物の性状や排出状況、取扱い形態に応じて、管理システムの改良や運用方法の変更を行う。

(2) 放射線障害防止法に基づくクリアランス物管理システムの運用

放射線障害防止法に基づき、クリアランス制度が導入されることとなったため、平成22年度に原子炉等規制法における情報管理システムをベースとした情報管理システムを新たに導入し、平成23年度より運用する。

(3) 放射線測定機器の調達・点検整備

地方環境事務所が立入検査時に用いる個人用線量計を購入し、また、放射線測定機器について点検整備を行う。

(4) 危機管理マニュアルの作成・運用等

地方環境事務所が立入検査する際に、高レベル放射線廃棄物の混入等の万一

の事態が発生した場合等に対応するための危機管理マニュアルの作成及び必要な改訂を行う。

(5) 立入検査の実施に必要な技術の習得

立入検査を行って、クリアランス物の保管場所、中間処理施設、最終処分場等において、クリアランス物が適切に保管・処理・処分されていることを確認する。また、放射線の知識、測定機器の取扱及び万一の事態における対処方法等についての研修を実施し、立入検査の実施に必要な技術を習得する。

3. 施策の効果

クリアランス物のトレーサビリティを確保し、万一の事態への迅速かつ適切な対応を図る体制を整備することにより、クリアランス制度の社会的受容性が高まり、クリアランス制度の適正かつ円滑な運用が可能となる。

クリアランス廃棄物管理システム整備費

